

森林整備関係業務成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、森林整備関係業務成績評定実施要綱（以下「実施要綱」という）の規定の基づき、森林整備工事（以下「工事」という）の成績評定（以下「評定」という）に必要な細目を定める。

(評定の内容)

第2条 評定は、契約目的物を施工した受注者の技術力、取組姿勢等の施工状況及び目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第3条 評定者は実施要綱第3条に規定するものが行うものとし、評定者は重複して評価を行わないこととする。なお、部分完成検査のあるものについては、部分完成検査者の意見を聞いて完成検査者が最終評定を行うものとする。

(評定の方法)

第4条 第2条及び第3条の規定により、工事の成績評定者は、別紙1に定める「森林整備工事評定基準表」の該当欄に掲げる事項について、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 部分完成検査の評定は、完成検査と同時に行い、完成検査の評価を行う時、部分完成の検査時の評価を考慮し総合的な評価を行なうものとする。
- 3 完成検査後において、補修、改造、手直し等を行った場合、手直し等完了後の工事検査についての評定は行わないものとする。

(評定基準)

第5条 評定の実施は、次の各号に定める評定項目により行うものとする。

(1) 施工技術 (35点)

① 外観清掃

- イ 全体的に美観よく施工されたもの。
- ロ 優には至らないが、全体的によく施工されたもの。
- ハ 全体的及び部分的に見苦しいもの、又手直し指導を行ったもの。

② 技術力独創性

- イ 常に提案等創意工夫の取り組みが認められるもの。
- ロ 技術力や判断等は標準的であるが、多少の指導が必要であったもの。
- ハ 再々注意や指導が必要であり手直し指導を行ったもの。

(2) 管理 (30点)

① 工程管理

- イ 適切な工程管理と、計画を上回る実績で余裕を持って工事を完成した。
- ロ ほぼ計画工程どおりに工期内に工事を完成した。
- ハ 変更等以外で工程を大幅に調整した。

② 施工管理

- イ 定められた管理で良好な施工管理が行われた。
- ロ 定められた管理により不備なく施工管理された。
- ハ 施工管理が不十分で、再三の指導が必要であった。

(3) 安全衛生管理体制 (10点)

① 管理体制

- イ 安全衛生管理者等の職務及び役割が明確で工事の執行が万全であった。
- ロ 優には至らないが、これに近い実績を上げた。
- ハ 安全衛生面の注意指導及び運営取り締まりについての苦情があった。又労働災害の発生が確認された。

(4) 施工状況 (25点)

① 取組姿勢

- イ 円滑な施工と創意工夫に努め、連絡体制が確立されていた。
- ロ 優には至らないが、これに近い実績を上げた。
- ハ 施工、連絡等について機能せず、再三の注意指導が必要であった。

② 対外関係

- イ 対外調整を積極的に行い、地元関係者と一体となり円滑な施工が実現した。
- ロ 苦情もなく適切な調整により、円滑な施工で完成した。
- ハ 再三にわたり地元関係者からの苦情があり、注意指導が必要であった。

2 総合評価は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|------------------------|
| A 90点以上 | 他の模範となる優秀。 |
| B 80点以上で90点未満 | Aランクではないが、良好。 |
| C 70点以上で80点未満 | 標準的。 |
| D 60点以上で70点未満 | 今後改善すべき事項があり注意が必要。 |
| E 60点未満 | 今後の監督方法及び発注施工等再考すべきもの。 |

(評定の利用)

第6条 評定の結果は、良質な工事の施工を確保し、優良な事業者の育成の資料とするために次の各号に掲げるものに利用するものとする。

- (1) 入札参加者の選定を行う時。
- (2) 優良な工事を選定するとき。
- (3) 良質な工事施工を目指す監督指導体制の検討。

(評定表の保管)

第7条 森林整備工事評定表等は検査命令権者が所属する機関において5年間保存管理しなければならない。

附則

この要領は、平成22年6月1日より施行する。

この要領は、平成28年9月15日より施行する。